

令和 4 年 1 2 月 1 9 日

第 4 5 9 回 白 石 市 議 会 定 例 会 議 案

(その 2)

目 次

第 103 号議案	白石市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	・ ・ ・	1
第 104 号議案	白石市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	・ ・ ・	3
第 105 号議案	白石市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	・ ・ ・	5
第 106 号議案	白石市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	・ ・ ・	1 1
第 107 号議案	白石みらい教育基金条例	・ ・ ・	1 3
第 108 号議案	指定管理者の指定について（公立刈田総合病院）	・ ・ ・	1 5

第 1 0 3 号議案

白石市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 2 月 1 9 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 白石市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和43年白石市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の162.5」を「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」に改める。

第2条 白石市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の白石市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（報酬の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の白石市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

第 1 0 4 号議案

白石市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 2 月 1 9 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 白石市特別職の職員の給与に関する条例（昭和42年白石市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書中「100分の162.5」を「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」に改める。

第2条 白石市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書中「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の白石市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の白石市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

第 1 0 5 号議案

白石市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 2 月 1 9 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 白石市職員の給与に関する条例（昭和 2 9 年白石市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 1 条第 2 項第 1 号中「1 0 0 分の 9 5」を「、6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 9 5、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 0 5」に改め、同項第 2 号中「1 0 0 分の 4 5」を「、6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 4 5、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 5 0」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
	41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
	42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
	43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
	44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
	45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
	46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
	47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
	48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
	49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
	50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
	51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	

再任 用職 員以 外の 職員	52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
	53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
	54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
	55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
	56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
	57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
	58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
	59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
	60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
	61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
	62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
	63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
	64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
	65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
	66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
	67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
	68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
	69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
	70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
	71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
	72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
	73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
	74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
	75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
	76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
	77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
	78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
	79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
	80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
	81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
	82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
	83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
	84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
	85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
	86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300		
	87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600		
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
	94		294,900	342,600				
	95		295,200	343,100				
	96		295,600	343,500				
	97		295,800	343,700				
	98		296,100	344,100				
	99		296,500	344,500				
	100		296,900	344,800				
	101		297,100	345,100				
	102		297,400	345,500				
	103		297,800	345,900				
	104		298,100	346,300				
	105		298,300	346,800				
	106		298,600	347,200				
	107		299,000	347,600				
	108		299,300	348,000				

	109		299,500	348,500					
	110		299,900	348,900					
	111		300,300	349,200					
	112		300,600	349,500					
	113		300,800	350,000					
	114		301,000						
	115		301,300						
	116		301,700						
	117		301,900						
	118		302,100						
	119		302,400						
	120		302,700						
	121		303,100						
	122		303,300						
	123		303,600						
	124		303,900						
	125		304,200						
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

第2条 白石市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の47.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の白石市職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の白石市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 1 0 6 号議案

白石市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 2 月 1 9 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

白石市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年白石市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「する。」の次に「パートタイム会計年度任用職員の報酬についても、同様とする。」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 1 0 7 号議案

白石みらい教育基金条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 2 月 1 9 日

白石市長 山 田 裕 一

白石みらい教育基金条例

(設置)

第1条 本市の子どもたちが安心して教育を受けることができる環境をつくとともに、子ども自身が変化に柔軟に対応して自ら未来を切り拓き、社会を生き抜く力を身に付け、高い志を持って可能性に挑戦できる力を育成する教育の充実に必要な資金の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、白石みらい教育基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、当該年度の予算で定める額の範囲内の額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、白石市一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 市長は、第1条に規定する目的を達成するため必要な財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 1 0 8 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

公立刈田総合病院

2 指定管理者となる団体

奈良県奈良市石木町 8 0 0

医療法人 仁誠会

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 5 年 3 月 3 1 日

令和 4 年 1 2 月 1 9 日

白石市長 山 田 裕 一